

公 告

令和6年2月9日
国立大学法人東京工業大学

次のとおり、企画公募を行います。

1. 企画公募に付する事項

(1) 件名

東京工業大学上大崎住宅跡地活用事業

(2) 貸付不動産の表示

土地	所在	品川区上大崎一丁目
	地番	762 番
	地目	宅地
	地積	788.33 m ² (登記面積)

(3) 貸付方式

対象不動産に一般定期借地権（期間：75年）を設定し、事業者に貸付

(4) 応募方法

「東京工業大学上大崎住宅跡地活用事業」（以下「本事業」という。）は、国立大学法人法第三十四条の二の規定に基づき本件土地を定期借地方式により有効活用する者（以下「事業者」という。）に貸付し、本学が所有する土地の活用を図るものである。

本公募参加にあたっては、別途配布する募集要項等の記載内容に基づき、必要書類を提出すること。

2. 企画公募参加資格

(1) 国立大学法人東京工業大学契約事務取扱細則第 10 条及び第 11 条の規定に該当しないものであること。

(2) 次の各号のすべてに該当するものであること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき会社整理の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は会社法に基づき会社整理手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受け一般競争参加者の資格を有する者であること。

- ③ 文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施設第 345 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人東京工業大学における物品購入契約に係る取引停止の取扱要領」に基づく取引停止措置を受けていないこと。
- ④ 経営不振の状態（会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 号第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったとき。）でないこと。
- ⑤ 最近 1 年間の国税（法人税、消費税等）を滞納してないこと。
- ⑥ 法人等（法人又は団体をいう）および法人等の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、東京都暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する規制対象者（以下「暴力団等」という。）でないこと。暴力団等に関連し、下記の項目を満たすこと。
 - ア 法人等の役員等が暴力団等ではないこと。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているものではないこと。
 - ウ 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - エ 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - オ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているものではないこと。
 - カ 暴力団等およびイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
 - キ 警察当局から、暴力団等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 審査委員会の委員が属する法人又は当該法人と資本面又は人事面において関連がある者が参加していないこと。
- ⑧ 本学が本事業について、アドバイザリー業務を委託しているみずほ信託銀行株式会社と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を越える、又は合同会社の議決権の 100 分の 50 を越える議決権

を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役又は合同会社の職務執行者が他方の代表取締役又は職務執行者を兼職している場合をいう。

- ⑨ 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、BまたはC等級に格付されている者または国の競争参加資格（全省庁統一資格）の基準に基づき、これと同等以上の資格を有すると本学が認めた者であること。
- ⑩ 日本国内における定期借地による分譲住宅、賃貸住宅等の事業実績を1件以上有していること。なお、事業実績は代表企業が有していればよい。

3. 募集要項の交付等について

(1) 業務受託会社担当（募集要項の交付請求先）

〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3

みずほ信託銀行株式会社 不動産コンサルティング部

担当：東野・吉澤・松見

電話：03-6628-1277

Mail：natsuki.matsumi@mizuhotb.co.jp

takuya.yoshizawa@mizuhotb.co.jp

※業務受託会社担当にメールにて連絡する場合は、上記全てのアドレスを宛先とすること。

本学担当

〒152-8550 東京都目黒区大岡山2丁目12番1号 E3-4

東京工業大学財務部主計課財産管理グループ（百年記念館4階）

Mail：syu.zai@jim.titech.ac.jp

※業務受託会社担当にメールにて連絡する場合は、本学のアドレスをccに入れること。

(2) 募集要項等の交付方法・交付期間

①交付方法

本公告の日以降、希望者に対して、電子メールにより交付する。交付希望者は、上記

（1）業務受託会社担当宛てに、交付を希望する旨を電子メールにより連絡すること。なお、書面での交付は行わない。

②交付期間

本公告の日～令和6年2月27日（火）12時まで

(3) 参加資格審査申請書類の提出期限

令和6年2月27日（火）12時まで

(4) 提案書の提出期限

令和6年5月24日(金) 12時まで

(5) 事業予定者の決定

令和6年6月21日(金) (予定)

4. その他

(1) 応募者に要求される事項

この企画公募に参加を希望する者は、参加表明書及び企画公募参加資格を有することを証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。なお、参加資格を満たしていることが確認できた応募者については事業の実施内容に関する提案書を提出期限までに提出しなければならない。その他、応募者は、本学から当該書類に関し説明を求められた場合には、応募者の負担において十分な説明をしなければならない。

(2) 無効の提案

募集要項第4章4(4)に該当する提案は無効とし、無効の提案を行った応募者を事業予定者として選定した場合は、当該選定を取消すものとする。なお、本学により公募参加資格があると認められた応募者であっても、提案書提出の時に指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている応募者および構成員や、提案書提出の時に指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている応募者および構成員や、提案書提出の時に指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けていない応募者は、公募参加資格のない者に該当する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約相手方及び契約条件の決定方法

事業の実施内容に関する企画提案及び応募者の経営等の健全性等を評価し、事業協力者を決定する。その後、本学と事業協力者との間で基本協定書を締結するものとする。本学と事業予定者との間で、契約条件等について協議のうえ、一般定期借地権設定契約書を締結する。

(5) その他 詳細は募集要項による